

物流脱炭素化プロジェクト推進事業委託先募集要領

1 業務の目的

本県における運輸部門のCO2排出量は、産業部門に次いで2番目に大きい割合であり、対2013年度比の削減率は、2021年度時点で▲12.6%であり、目標である2030年度▲46.2%に向けて、更なる削減に向けた取組が必要である。運輸部門の中で、貨物自動車等の商用車によるCO2排出量の割合は約40%であり、物流の脱炭素化が課題である。

2050年カーボンニュートラルに向けて、本県では、全国の民間企業等を対象に、革新的な脱炭素プロジェクトのアイデアを募集するとともに、提案されたアイデアの中から、事業化すべきプロジェクトを学識者からなる「あいちカーボンニュートラル戦略会議」で選定し、事業化の支援を実施している。

2023年12月に開催した同会議において、事業化を支援すべき脱炭素プロジェクトとして、ワタミ(株)、(株)ムロオ及び三和清掃(株)から提案のあった「荷主と運輸事業者等の連携による物流脱炭素化プロジェクト」が選定されたため、本プロジェクトの事業化を支援する。

2 業務内容

別添1「物流脱炭素化プロジェクト推進事業仕様書」のとおり。

3 委託の方法

事業実施にあたって企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様書及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

4 契約条件

(1) 委託金額限度額

34,587,000円以内（消費税及び地方消費税（税率10%）含む）。

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により納付。

ただし、第129条の3の規定に該当する場合は、全額免除。

(3) 契約期間

契約締結日から2025年3月28日（金）までとする。

(4) 委託費の支払条件

原則事業終了後の精算払いとする。

5 応募資格

応募の資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和 6・7 年度入札参加資格者名簿（愛知県会計局）の業務（大分類）「03. 役務の提供等」－営業種目（中分類）「07. 調査委託」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、企画提案書の提出期限において、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に掲げる排除措置を受けていないこと。
- (4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格（2）及び（3）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者は応募資格（1）の要件を満たすこと。

6 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会の出席は応募の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

ア 開催日時

2024 年 4 月 22 日（月）午前 11 時から

イ 場所

愛知県西庁舎 8 階北側 環境局共用会議室
（名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号）

ウ 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。

・申込期限：2024 年 4 月 18 日（木）午後 5 時

・電子メールの見出し：

「物流脱炭素化プロジェクト推進事業に係る説明会参加申込」

・記載事項：貴社名、参加者所属・氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）

・連絡先：（電子メール）ondanka@pref.aichi.lg.jp

(2) 業務内容等に関する質問等

本業務に関し質問等がある場合は、2024 年 4 月 24 日（水）午後 5 時までに電子メールにより送信すること。

質問等への回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、愛知県の Web ページに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。仕様の補足等を掲載することもあるので、質問および回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

ア 質問の送付先

電子メール：ondanka@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「物流脱炭素化プロジェクト推進事業に関する質問」とすること。

イ 回答掲載 Web ページ

本募集要領掲載ページと同じ URL に掲載する。

(3) 応募方法

ア 企画提案書の提出

応募希望者は、別紙「企画提案書等作成要領」により必要書類を作成し、提出すること。

イ 提出期限

2024 年 5 月 8 日（水）必着

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）とする。

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前 10 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、配達の場合で提出期限までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

エ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県環境局地球温暖化対策課 自動車環境グループ

電話 052-954-6217（ダイヤルイン）

(4) 企画提案書作成上の注意

- ・ 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・ 法人・団体名は様式 1 以外に記入しないこと。
- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用については、提出者の負担とする。
- ・ 企画提案は 1 事業者 1 提案とする。
- ・ 提出期限後の問合せ、書類の追加、修正には原則として応じない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

7 企画提案の選定等

(1) 事前審査（書面）

企画提案書が 6 案以上あった場合は、書面による事前審査を行い、提案数を 5 案に絞り込む。事前審査の結果については、5 月 10 日（金）までに各提案者に個別に連絡する。

(2) 審査方法

委託者が設置する審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーシ

ョンにより、本県が定める審査要領に基づき総合的に審査を行い、最優秀企画提案書を決定する。審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日等

5月中旬から下旬に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、各提案者に個別に連絡する。

イ 実施方法（予定）

企画提案書の内容説明（10分間）、質疑応答（5分間）

※ スクリーン、プロジェクタ、HDMI ケーブルは当方で準備する。

(4) 審査基準

以下の項目について評価し、総合的に審査を行う。

評価項目	評価ポイント
業務の実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制及び人員が十分かつ適切か。 ・ 過去における事業実績は十分かつ適切か。
経費積算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な経費が、適切な数量・単価で計上されているか。
企画提案	<p>【業務趣旨の理解度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の背景・目的を的確に把握、理解し、具体的かつ適切な企画内容となっているか。 <p>【業務スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的で実現可能な進め方、業務スケジュールとなっているか。 <p>【「あいち物流脱炭素化推進会議（仮称）」の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議のメンバー候補やビジョンのイメージ、本プロジェクトのPR方法等が、本地域の物流脱炭素化が広く展開する適切な内容となっているか。 <p>【モデルスキームの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FC と他燃料種との CO₂削減効果や効率性等の比較・検証を踏まえて構築するモデルスキームについて、具体的な方法で検討するとともに、横展開できる内容となっているか。 <p>【FCトラックの導入需要の掘り起こし、とりまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法に基づく特定荷主、特定輸送事業者等に対するヒアリング調査やとりまとめイメージが、FCトラック導入の掘り起こし、需要のとりまとめにつながる内容となっているか。 <p>【追加提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の背景・目的等を踏まえて、事業の成果や付加価値を高めることができる独自の追加提案はあるか。
社会的取組	<p>社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの導入 ・ 自動車エコ事業所の認定 ・ あいち生物多様性企業認証の認証 ・ 障害者法定雇用率の達成 ・ 協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績 ・ 女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証 ・ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 ・あいっこ家庭教育応援企業への賛同 ・くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定 ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定 ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証
--	---

(5) 通知

審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

(6) 契約

審査の結果、採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(7) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・ 応募する資格のない者が提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ・ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ・ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。
- ・ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。